

「令和3年度介護基盤整備計画掲載事業公募」に係る質問及び回答  
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

<b>1. 公募申請受付書類について、決算書は、直近1期分の提出で問題ないか。</b>
1期分で問題ありません。
<b>2. 建築を行わない事業については、自治会等の説明及び同意等をする必要はあるか。地元説明会を開催することは必須か。 ※新型コロナウイルスまん延防止の為、集まることが良いかどうか。</b>
建設を行わない事業であっても、地域密着型サービスの特性上、地元自治会からの理解は重要です。 ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面以外の方法で事前の理解を得ることが望ましいです。
<b>3. 随時対応サービスにおける、通報設備についてどのようなものを想定しているか。 ※弊社がサービス付き高齢者住宅内に事業所を想定しており、入居者でサービス利用者については、施設のナースコール設備でも問題ないか。</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを求める市民からの声に対応できる体制を整えることが望ましく、貴法人が想定するようなナースコール設備のみではなく、入居者以外のサービス利用も可能な状態を整備することが必要と考えます。
<b>4. サービス付き高齢者住宅の入居者にサービスを行うことを想定しているが、施設外の利用者については、何名程度の利用があれば望ましいか。</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを求める市民からの声に対応できる体制を整えることが望ましく、当市で施設外の利用者について最低限度を定めることはありません。